保育施設利用の保護者各位

保育の必要性の認定について（お知らせ）

保育を必要とする事由に変更が生じた場合は更新をする必要があります。

年度当初の申込時から保育を必要とする事由に変更のある保護者は,子育て支援課（保育所係）で更新手続きをしてください

☆更新手続きの必要な方☆

・仕事を辞めた方　　・仕事の勤務形態が変わった方

・妊娠・出産、その他変更のある方

事 由	認 定	認定期間	提出する物	備 考
仕事をやめた	求職活動	３カ月	ハローワーク等の就職活動の内容	職場訪問等の記録
勤務時間が変わった	保育短時間	勤務時間が保育標準時間に該当するまで	職場の証明	月 48 時間以上 120 時間未満の就労の場合
妊娠、出産	妊娠、出産のため	出産から2カ月	分娩日のわかる母子手帳等	認定期間の後は就活、または育児休業で申請
就学	就学	修了まで	学生証等	

（伊仙町保育の必要性に関する条例施行規則 第８条より）

※ 認定更新につきましては、どんなことでも、お問い合わせください。

※ 認定期間を過ぎ更新手続きのない方は、保育解除となりますので必ず申請をしてください。

令和9年度　支給認定申請及び入所申込について

保育所入所申込を**令和8年 11月4日～11月17 日**まで受付します。

保育所の判定会がありますので期間内に必ず申込をしてください。

申込について次に掲げる事項に留意されてください。

- **申込時に保育所利用料の未納がある方、町税、使用料等の納付金に関して滞納のある方は、申込の受付を保留します。申込まで納付を済ませてください。**

- **申込は保護者が行ってください。世帯の状況、認定に関する事等、直接伺う事柄がありますので、第三者による申込は受付いたしません。**

- **申込に必要な添付書類（就労証明書、農業の方は計画書・耕作証明書、求職中の方は、ハローワークカードの写し及び求職活動状況報告書、新規の申込児童の健康診断書、町税等納入状況証明書等）を揃えて提出をしてください。**

- **令和8年度に、在園している児童は、令和8年度所得・課税証明書の提出は必要ありません。**

（担当）伊仙町役場

子育て支援課　保育所係

TEL：0997-86-3114

＊裏面もお読みください